

(9)

鹿兒島出張所

RM'-0002

0594

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RM'-0002

0595

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

記

邦文 カゴシマガイムシウセン
 英文 GAIMUSHUSEN KAGOSHIMA

本信寫送付先
 熊本、久留米、福岡、佐世保各終戦連絡事務局長

鹿兒島縣連絡事務局
 鹿兒島市廳内 電話 四二六番
 四五一番

M. 1.2.0.1-1-2.

終戦連絡中央事務局
 總裁 吉田 茂 殿

鹿兒島縣連絡事務局
 川 畑 連 絡 官

昭和二十一年六月三日
 鹿兒島縣連絡事務局

本官五月二十日熊本事務局から當地に派遣せられ當縣連絡委員會
 連絡事務局主幹を兼ねた連絡官として當縣の連絡事務を擔當する
 こととなり即日事務を開始した。
 本三日左記の通り電信宛名略號を鹿兒島郵便局に登記した。これ
 に先だち總裁發電報合第一九六號及び合第二〇二號は當方にも既
 に接到してゐる。念の爲。

鹿兒島縣連絡事務局
 鹿兒島市廳内 電話 四二六番
 四五一番

記帳済

別紙
字

No. 711/20.10.10-2.5

拜復 陳者六月二十一日附貴信拜誦鹿兒島連絡委員會の事務局
機構に對する「ウ」少佐の御意見は了承仕候も本問題に關する
小官の意向としては、從來縣に於て設置したる出先連絡機關にて
之迄何等の痛傷を感じ居らざる所、偶々當時の軍政官グループ
少佐の發意に依り連絡委員會の内部改組より延いて委員會事務
局設置まで及び更に事務局の機能、運営についてはその主腦に
終連の代表者を合組せしめてこそ終局に於て軍政局、終連、縣の
三位一体となり圓滑なる連絡事務の遂行を期するものとして現出
したる次第なるも其の後の實際運営を見るに何等特別の實效を伴
わず、むしろかゝる機構すら其の存在を期待せざるは勿論、更に
この上、屋上屋的なる別個の中間機關を設置することに關しては
小官として現在に於ては關心を有せざる次第に有之候。但し貴
方に於て當地に出張所を設置せんとする意圖に對しては小官と

RM'-0002

0596

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(甲)紙甲號

昭和二十一年七月二十四日

終戦連絡鹿兒島出張所

川畑連絡官

終戦連絡本事務局

局長 八木正男 殿

終戦連絡鹿兒島出張所正式設置方の件

鹿兒島縣が本第九十三軍政中隊の管轄下にあつた當時から同軍政中隊長「スコット」中佐並びに「ウイギンス」少佐其他何れも當地にOLの直轄の「リエゾン、オフィス」乃至熊本事務局の「フランチオフィス」の設置方を強く要望して来た事情は屢々貴局長及び本官から中央に報告した通りであるが右に對する當縣側の態度は驟然たらざるのがあり貴局長からは「ウイギンス」少

No. 111 62.6.1-1-2

No.

佐の意向として縣知事宛に公文を以て通報した外本官からは再三再四知事及外務課長に對し事情を説明したにも拘らず右軍政部の意向に對し協力的態度を示さず本官としては外務省の豫算や人員等の關係もあるべきを以て出來得る限りの少數の本省員と少數の現地駐在員にて之を組織して縣側の人的協力を得て實現したいと心得て貴局長にもその旨上申したのであるが、縣側の態度は右の如くて問題は容易に解決せず外務省員を全面的に支持せられる「ウイギンス」少佐の指揮する第九十三軍政中隊が今軍政機構改組によつて鹿兒島がその管轄外になつたので或は新軍政長官の意向は異なるかも知れずとて本官も「ワゴナー」大尉の新任を俟つて積極的に出ることとしたところ同大尉は七月十二日着任早々本官に對し「リエゾン、オフィス」の縣からの完全獨立を主張したその後更に九州地方軍政長官「リンク」中佐は鹿兒島出張所の機會

RM'-0002

0599

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

No.

二、前記公信第七一號記述の本官發鹿兒島縣知事宛申入に對しては別紙乙號の如き返答があり本官としては斯る要旨不明瞭なる返答には満足し得ない爲當地軍政中隊長「ウイギンズ」少佐に右返答の内容を説明相談した所同少佐は近く福岡より「ワコナ」大尉が鹿兒島に赴任の際當地立寄の折に改めて協議すべく又近く軍政組織の變更の結果鹿兒島軍政部は獨立すべきにつき同大尉の意向をも考慮して軍政府側の正式意圖を決定するを以て本官としては其の上で處置されたいとの趣旨を申述しました

三、右「ウ」少佐「ワ」大尉會見の後本官に對し「ウ」少佐より軍政府としては他く進路の控制を受けたい獨立した連絡機關の設置を強く（Definitely）希望すること並に近く「ワ」大尉より川畑に對して詳細説明あるべき旨申述がありました

四、昨七月二十四日川畑連絡官當地に出張の際別紙甲號の如き経過報告を提出しましたから委細右にて御諒知下さい尚同宿所宛の九州軍政本部長「リントン」中佐の言明に對しては同中佐九州巡察の後九州中央連絡局海本連絡官に對し「ウ」少佐が縣知事より獨立の地位にあるべきこと（Absolute Independence）を強く要請した趣旨につき申述す

No.

五、昨日本官、川畑連絡官と共に「ウ」少佐と會談の際同少佐より九州の軍政部としては如何なる場合に於ても中央政府側としての特選の活動を支援すべく何等不都合なる事例もれば軍政府より援助を惜しまざる旨を強調し申述しました

「ウ」少佐のみならず官方及鹿兒島縣知事の軍政官は悉く鹿兒島縣知事の指圖に對し何れも強く不都合を論じて居りますが、本官が川畑連絡官より聴取した所より推察するに右は多く縣知事との意思疎通不充分なるに起因する模様です

六、本官としては中央の御意向を陳し現地各方面とも圓滿なる結果を挙げた上で正式に出張所の「ウ」少佐を決定したく縣知事にも照會をしましたが最悪縣知事の文意もあり、軍政官よりは屢次前述の如き希望の要請もありますので前記別紙乙號末段の次第も考慮の上、に當地方面関係方面の一致せる意向に基き改

RM'-0002



(分類 M.1.2.0.1-1-1)2

秘書課長

電信案	た。	鹿児島出張所開設の件八月二十一日高裁を経	暗	電送集	17020	號	主管
			平略	昭和21年	8月	21日	時
外務省	第七五	鹿児島出張所開設の件	件名	宛	熊本事務局長	主任	圓務課長
			轉電先	九州川内局長	鹿児島川内局長	發	吉田總裁
			記録件名				

電信課長

發電係

昭和21年8月21日起草

21 33

終連 21 書課

No.

附記

鹿児島縣内一般の意向は終連の設置を希望して居りますが
外務課長國曹なる者が何故か反對的意向を有し別紙乙號も
同人の起草になりたる趣です

ゆて正式に同縣張所開設方針發令相俾度御願申上ます

RM'-0002

0602

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

發信用執務用	
主信	2
附	甲 2 乙 2 丙 2 丁 2
備考	441201-2

秘書課長
秘書課長

文書課發送日	昭和十一年八月拾九日	文書課長
主 任	佐藤 長	昭和一十一年八月六日起草
管 理	第一七 號	昭和一十一年八月拾七日附
名 件	九州事務局長	附 屬
名 人	終戦連絡総本部事務局長	名 人 信 發
名 件 録 記	徳 裁	名 人 信 發
公 信 案	七月二十五日付終戦連絡本部第八七号が稟請せられた本件は中央が在る通措置したる旨御答へあるから貴官	外 務 省

終戦連絡
218.16
秘書課

17-1

清令に通知する。

記

一、本件は往電合第 号 終戦連絡地方事務局と
地方事務局との関係調整の一環として内務省との細目
打合の形式によつて処理する。

二、右細目打合の際内務省に提示すべき当方腹案は
次の通りとする。

イ、鹿児島島に出張所を設置すること

ロ、川畑は内務事務官を兼任せしめ考外課長
に補すること。

本信寫送附之 九州事務局長

外 務 省

RM'-0002

0503

RM'-0002

0604

神下のみき
不愉快キ
事件あり
此の件あり
此の件あり
此の件あり

M.2.0.1-1-2

件名 終戦連絡鹿兒島出張所開設の件
鹿兒島縣に於ては曩に鹿屋出張所開設以來當局
の出先機関も僅かに川畑連絡官が縣廳内に派

主管 総務部長
主任 総務課長
次長
総務課長
秘書課長
人事課長
会計課長
庶務課長

高裁案
昭和二十一年八月十五日 起案
昭和二十一年八月二十一日 決裁

文書課長
文入会社(東區長谷町)
注意 決裁ヲ新タレトキハ直ニ第三通
ヲ添へ文書課へ廻付セラレタシ

記帳済

電信寫

P. 6. 1. 0. 3

秘

第七五號
轉送先 九州事務局長、鹿兒島川畑連絡官

鹿兒島出張所開設の件(八月二十一日高裁案)を鑑み、

昭和二十一年八月廿一日 10時 1分

吉田 總 裁

記帳済

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

遣ふれ連絡官の身分を保持しつゝ、縣の渉外機構内に
入り渉外事務を処理しつゝあつたが在熊本軍政官「ウ
イギンス」中佐は熊本軍政官長に対し屢次縣廳より
控制を受けざる獨立の連絡機関と同縣に置くことを要
望すると共に九州の軍政部としては中央政府の出先機
關として之に対する援助を措きまざる旨強調し現地の
軍政官「ワゴナー」大尉も亦川畑に対し連日の如く終連

公 信 案

出先機関の設置を督促し更に九州地方軍政長官「
リンク」中佐は九州視察の際鹿児島に於て川畑を訪問
し其の完全獨立を要望したのみならず九州軍政官長に
し同機関が完全に縣より獨立の地位にあるべきことを
強調する著米軍政部側の獨立せし連絡機関設置に
對する要望が甚だ強く（且つ縣側も出張所の設置には
異議がないのに鑑み鹿児島に終戦連絡鹿児島出張

公 信 案

0505

RM'-0002

公
信
案

所と改置致度い
右高裁を仰ぐ

RM'-0002

0606

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan